

岡山県公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という）及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、岡山県（以下「県」という。）がとるべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(通報対象の範囲)

第2条 県は、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合において、県が処分又は勧告等をする権限を有する法令に係る通報を受け付ける。ただし、明らかに県の所掌に属する内容ではない通報、内容が著しく不分明である通報、内容が虚偽であることが明らかな通報及びこれらに類する通報はこの限りではない。

2 前項前段に掲げる通報のほか、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該法令違反について処分又は勧告等をする権限を県が有している場合であって、法第3条第2号に掲げる要件（以下「真実相当性の要件」という。）を満たして通報するものである場合には、法に基づく公益通報に準ずる通報として受け付ける。

(通報者の範囲)

第3条 県は、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に關係する事業者に雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者（以下「通報者」という。）からの通報を受け付ける。ただし、当該通報者が公益通報等（法に基づく公益通報及び前条第2項に規定する通報をいう。）ではないという意思を有している場合、不正の目的を有している場合及びこれらに類する場合はこの限りではない。

2 匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。ただし、匿名であるために「通報者への事実確認」や「調査結果の通知」が困難な場合はこの限りではない。

(相談及び通報窓口)

第4条 別表に掲げる課（所）等に、相談及び通報窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 窓口は、それぞれ別表に掲げる法律に係るものうち、同表に掲げる事項に関し、通報者からの相談及び通報を受け付ける。

(通報の受付と教示)

第5条 県は、電話、文書の送付、電子メール又は面談の方法により通報者からの通報を受け付ける。

- 2 通報を受け付けた担当課所等は、通報者の秘密保持及び個人情報保護に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報内容となる事実を把握するよう努め、併せて通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されること並びに受付後の手続の流れを通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 3 第2条第1項の通報に係る通報対象事実について、県が処分又は勧告等の権限を有しないときは、県は、通報者に対し、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を遅滞なく教示する。

(通報の受理)

第6条 法第2条第3項に基づく公益通報等として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知する。

- 2 前項において、通報を受理した場合には、通報の受理から通報対応の終了までに要する標準的な期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

(調査又は措置の検討)

第7条 当該公益通報等に関して調査又は措置を行う必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件が、当該通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。また、当該公益通報等が真実相当性の要件を満たしているかどうかが直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には同様に対応するものとする。

(調査の実施)

第8条 県は、通報の受理を決定したときは、事実確認のために必要な調査を開始しなければならない。

- 2 調査の実施にあたっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 3 担当課所等は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。
- 4 適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を遅滞なく通知する。

(受理後の教示)

第9条 県は、通報を受理した後、通報内容が他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合において、作成した当該通報事案に係る資料については、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲内で、通報者に提供する。

(調査結果に基づく措置の実施等)

第10条 調査の結果、通報対象事実があると認めるとときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。

2 県は、前項に規定する措置を行った場合、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第11条 通報への対応に関与した職員（通報への対応に付随する職務等を通じて、通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報に関する秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 通報への対応に関与した職員は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報への対応の各段階（通報の受付、教示、調査、措置及び通報者等（通報者及び相談者。以下同じ。）への結果通知。以下同じ。）及び通報への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること
- 二 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を得て開示する場合を除く。）
- 三 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を得ること
- 四 前号に規定する同意を得る際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること
- 五 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させるよう努めること

(利益相反関係の排除)

第12条 職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報への対応に関与してはならない。

2 担当課所等は、通報への対応の各段階において、通報への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(通報者等のフォローアップ)

第13条 担当課所等は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(通報関連資料の管理)

第14条 通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持及び個人情報保護に配慮のうえ、適切な方法で管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。